

スロバキア

商標法

商標に関する法令集法律 No. 506/2009

2010年1月1日施行

目次

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

第 2 条 商標として認められる標識

第 3 条 本法適用上の意味

第 4 条 先の商標

第 5 条 標識の登録簿への記入に係る拒絶事由

第 6 条

第 7 条

第 II 部 商標により付与される権利

第 8 条

第 9 条 商標の使用

第 10 条

第 11 条 情報の権利

第 12 条

第 13 条

第 14 条 商標権の制限

第 15 条 商標権の消尽

第 16 条 黙認の結果としての商標権の制限

第 17 条 商標の移転

第 18 条 商標の譲渡

第 19 条

第 20 条 ライセンス契約

第 21 条 担保権

第 22 条 商標の保護期間及び登録更新

第 23 条 商標権の終了

第 III 部 庁における手続

第 24 条 出願

第 25 条 出願日

第 26 条 優先権

第 27 条 出願の修正及び分割

第 28 条 出願の審査及び公告

第 29 条 登録簿への記入に反対する意見

第 30 条 異議申立

- 第 31 条
- 第 32 条
- 第 33 条 商標の登録
- 第 34 条 商標の取消
- 第 35 条 商標の無効宣言
- 第 36 条 商標の取消又は商標の無効宣言の効果に関する特別規定
- 第 37 条 商標の取消請求及び商標の無効宣言請求
- 第 38 条 期限の延期及び手続の継続
- 第 39 条 原状回復
- 第 40 条 審判請求
- 第 41 条 登録簿
- 第 42 条 公報

第 IV 部 団体商標

- 第 43 条
- 第 44 条 団体商標出願に関する特別規定
- 第 45 条 団体商標に基づく権利に関する特別規定

第 V 部 国際商標及び共同体商標

- 第 46 条 国際商標の登録
- 第 47 条
- 第 48 条 共同体商標
- 第 49 条 共同体商標出願及び共同体商標の国内出願への変更
- 第 50 条

第 VI 部 共通規定，授權規定，経過規定及び廃止規定

- 第 51 条 共通規定
- 第 52 条
- 第 53 条 授權規定
- 第 54 条 経過規定
- 第 55 条
- 第 56 条 廃止規定
- 第 57 条 施行

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

本法は、商標の法的保護及びスロバキア共和国工業所有権庁(以下「庁」という)における商標に関する手続に関連する権利及び義務に適用される。

第 2 条 商標として認められる標識

商標として認められる標識とは、視覚的に表示可能な、人名を含む語、文字、数字、図形、商品若しくはその包装の形状又はこれらの結合から特に構成される標識であって、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスと識別することができるものをいう。

第 3 条 本法適用上の意味

(a) 国際商標とは、世界知的所有権機関国際事務局の商標登録簿(以下「国際登録簿」という)に記入されている商標をいう。

(b) 共同体商標とは、共同体商標登録簿(以下「共同体登録簿」という)に記入されている商標をいう。

(c) 周知商標とは、国際条約にいう商標をいう。

(d) 外国商標とは、国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国の又は国に関して商標登録簿に記入されている商標をいう。

第 4 条 先の商標

本法の適用上、先の商標とは、次のものをいう。

(a) スロバキア共和国工業所有権庁の商標登録簿(以下「登録簿」という)に記入されている商標であって、先の優先権を有するもの

(b) スロバキア共和国を指定している国際商標であって、先の優先権を有するもの

(c) 先の優先権又は先の先順位権を有する共同体商標

(d) 商標出願(以下「出願」という)の対象である標識であって、(a)又は(c)にいう商標として記入されるもの

第 5 条 標識の登録簿への記入に係る拒絶事由

(1) 次のものを登録してはならない。

(a) 第 2 条の要件に従わない標識

(b) 識別性を有さない標識

(c) 取引において、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特性を示すのに役立つ標識又は表示のみから構成される標識

(d) 日常語又は善意の確立された商慣行において通例となっている標識又は表示のみから構成される標識

(e) 標識であって、商品の形状のみから構成されるもの、商品の性質に起因するもの若しくは技術的結果を得るのに必要なもの、又は商品に相当な価値を与えるもの

(f) 公序良俗に反する標識

- (g) 商品又はサービスの性質，品質又は原産地について公衆を欺くような内容の標識
- (h) 管轄当局の同意を得ることなく，国際条約に従って登録された標識を含む標識
- (i) 使用することが他の法律の規定，又はスロバキア共和国の国際条約に基づく義務に反するような標識を含む標識
- (j) 象徴的価値が高い標識，特に宗教的表象を含む標識
- (k) 管轄当局の承認を得ることなく，国際条約の対象となっている記章，紋章，盾形その他を含む標識
- (l) 善意でなされていない出願の対象である標識
- (m) 地理的表示を含む標識であって，そこを原産地としないぶどう酒又は蒸留酒について出願されているもの
- (2) ある標識が，出願前にスロバキア共和国内で使用され又はスロバキア共和国に関して使用された結果として，登録出願の対象である商品又はサービスについて識別性を有するに至ったことを出願人が証明した場合は，(1) (b)，(c) 及び(d)は適用されない。

第6条

標識が別の出願人又は所有者の同一の商品又はサービスに係る先の商標と同一である場合は，これを登録してはならない。このことは，同一である先の商標の出願人又は所有者が標識登録について書面による同意を与えた場合は適用されない。

第7条

次の者が，第30条により，標識の登録に対する異議申立(以下「異議申立」という)をした場合は，当該標識を登録してはならない。

- (a) 所有者。ただし，当該標識と先の商標との間に同一性又は類似性があり，かつ，当該標識及び商標の対象である商品又はサービスの間に同一性又は類似性があるために，公衆において混同の虞が存在する場合に限る。混同の虞には，先の商標との連想の虞が含まれる。
- (b) 先の商標の所有者。ただし，当該標識と，スロバキア共和国の領域において評判を有する又は共同体商標の場合は欧州共同体において評判を有する先の商標との間に同一性又は類似性があるために，当該商標の登録対象である商品又はサービスと類似していない商品又はサービスに係る当該標識の使用であって正当な理由のないものが当該先の商標の識別性又は評判を不正に利用するか又は損なうこととなる場合に限る。
- (c) 周知商標の使用者。ただし，当該標識と，当該使用者についての当該商標の出願日前にスロバキア共和国の領域において又はスロバキア共和国の領域に関連して周知のものとなった周知商標との間に同一性があり，かつ，当該の標識及び商標の登録対象である商品又はサービスが同一である場合に限る。
- (d) 周知商標の使用者。ただし，当該標識と，出願日前にスロバキア共和国の領域において又はスロバキア共和国の領域に関連して当該使用者について周知のものとなった周知商標との間に同一性又は類似性があるために，また，当該の標識及び周知商標の登録対象である商品及びサービスの間に同一性又は類似性があるために，公衆において混同の虞が存在する場合に限る。混同の虞には，当該周知商標の連想の虞が含まれる。
- (e) 外国商標の所有者。ただし，出願人であってスロバキア共和国の領域において外国商標の所有者の代理人であるか若しくはあったもの又は他の法的関係に基づいてその代理人であ

るもの(当該代理人を以下「商業代理人」という)が、当該所有者の同意を得ることなく自己の名義で標識の登録を申請した場合に限る。このことは、商業代理人が当該行為について正当な理由を有していた場合には適用されない。

(f) 業として使用される未登録標識又はその他の標識の使用者。ただし、当該標識と、スロバキア共和国の領域において業として使用されている未登録標識との間に同一性又は類似性があるために、それがスロバキア共和国の領域において又はスロバキア共和国の領域に関連して使用されることにより、登録出願日前に、使用者の同一の又は類似の商品又はサービスについて識別可能性を備えるに至り、かつ、当該標識が単なる地方的重要性を超える重要性を有する場合に限る。

(g) 当該標識の使用がそのプライバシー権を侵害することになる自然人、又はプライバシー権を主張することができる自然人

(h) 先の工業所有権の所有者。ただし、当該標識の使用が当該権利を侵害することになる場合に限る。

(i) 当該標識の使用により、著作品に係る権利が侵害されることになる者。ただし、当該著作品が出願日前に作られた場合に限る。

第 II 部 商標により付与される権利

第 8 条

(1) 商標の所有者は、商標登録の対象である商品又はサービスについて当該商標を使用する排他権を有する。商標の所有者は、商標に®記号を使用することができる。

(2) 別段の記載がない場合は、所有者は、その同意を得ていない第三者が次の標識を業として使用することを妨げることができる。

(a) 商標登録の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに係る商標と同一のもの

(b) 当該の標識と商標との間に同一性又は類似性があり、かつ、商品又はサービスの間にも同一性又は類似性があるために、公衆において混同の虞がある場合。混同の虞には商標の連想が含まれる。

(c) スロバキア共和国の領域において評判を有する商標であって、同一の又は類似の商品又はサービスを登録の対象としていないものとの間に同一性又は類似性があるもの。ただし、当該標識の正当な理由がない使用により、商標の識別性又は評判が不当に利用されるか又は損なわれる場合に限る。

(3) 第 9 条(2)は、(2)にいう標識に準用される。

(4) 商標により付与された権利が侵害された場合は、商標所有者は、自己の権利を侵害すること又はその虞があることの禁止を申請し、かつ、当該行為の結果を是正する権利を有する。商標所有者はまた、金銭的補償を含め、適切な補償を請求することができる。不当利得の引渡を請求し、かつ、損害賠償を請求する権利は、影響を受けない。

(5) 商標の所有者はまた、出願の公告日後になされた行為であって、商標の登録後に商標により付与された権利を侵害すると認められるものにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(6) 辞書、百科事典又は類似の参考資料において、商標が商品又はサービスの一般名称であるとの印象を与えるように複製されている場合は、当該作品の発行人は、商標の所有者の請求に基づき、遅くとも当該刊行物の次の版において、商標の複製にそれが登録商標である旨の表示が付されるようにしなければならない。

(7) 商標が外国商標の所有者の同意を得ることなく同人の名義で登録されている場合は、外国商標の所有者は、代理人が当該商標を使用することを禁止する権利を有する。ただし、代理人が自己の行為を正当化するときはこの限りでない。

(8) 商標に関する紛争は、裁判所が審理し、かつ、決定する。

第 9 条 商標の使用

(1) 商標の使用とは、当該商標の登録の対象である商品又はサービスについての所有者によるその使用をいう。

(2) (1)にいう商標の使用には、特に次のものが含まれる。

(a) 商品又は商品の包装に商標を貼付すること

(b) 商標を付した商品を提供すること若しくは市場に出すこと又はこれらの目的で貯蔵すること、又は商標を付したサービスを提供すること若しくは供給すること

(c) 商標を付した商品の輸入又は輸出

- (d) 商業通信又は催し物における商標の使用
- (3) (1)にいう商標の使用には、次のものも含まれる。
 - (a) 商標が登録された形での商標の識別性を変更しない要素において異なる形での商標の使用
 - (b) 輸出のみを目的として、スロバキア共和国の領域内で商品又はその包装に商標を貼付すること
- (4) 所有者の同意を得た商標の使用及び資格のある者による団体商標(第 43 条)の使用は、所有者による使用とみなされる。

第 10 条

- (1) 商標は、商標取消請求の提出直前の 5 年以上継続する期間中に先の商標が使用されていない場合は、当該先の商標を理由として無効を宣言することはできない。ただし、所有者がその行為を正当化するときはこの限りでない。
- (2) 先の商標が、その登録の対象である商品又はサービスの一部についてのみ使用されている場合は、先の商標は、それが使用されている一部の商品及びサービスについてのみ、後の商標の無効宣言の事由となり得る。

第 11 条 情報の権利

- (1) 本法により保護されている権利が侵害されたか又はその虞がある場合は、当該商標の所有者は、その権利を侵害する又はその虞がある当事者に対し当該商品及びサービスの出所及び流通網又は市場に商品若しくはサービスを出した事情に関する情報を提供するよう命じる決定を裁判所に申請する権利を有する。
- (2) (1)にいう情報とは、次のものをいう。
 - (a) 姓名若しくは法人名称、本拠の名称及び場所若しくは営業所、又は生産者、製造者、加工業者、店主、流通業者、供給者、販売者、意図された販売者、及びその他商品の前所有者若しくはサービスの前供給者の本拠
 - (b) 生産、加工、供給又は発注された量、及び関係商品又はサービスの価格についての表示
- (3) 次の者は、(1)及び(2)にいう情報を提供しなければならない。
 - (a) 本法にいう権利を侵害するか又はその虞がある商品を保有する者
 - (b) 本法にいう権利を侵害するか又はその虞があるサービスを使用する者
 - (c) 本法にいう権利を侵害するか又はその虞があることに関係する活動に使用されるサービスを供給する者、又は
 - (d) 本法にいう権利を侵害するか又はその虞がある商品の生産、加工若しくは流通、又は本法に基づく権利を侵害するか又はその虞があるサービスの供給に関与したとして(a)から(c)までにいう者であった者
- (4) 情報の権利は、生じ得る結果が当該義務の履行に起因する結果の重大さに対して不十分であるような場合は付与されない。

第 12 条

- (1) 商標権が侵害されるか又はその虞がある場合は、商標所有者は、商標権を侵害するか又はその虞がある商品、材料又は道具について、次のことを内容とする命令の発出を裁判所に

申請する権利を有する。

- (a) これらを商業経路から引き上げること
 - (b) これらを商業経路から最終的に除去すること
 - (c) これらが権利を更に侵害するか又はその虞が生じることのないようにすること。単に偽造商品に不法に使用された標識を除去することは、更なる侵害の防止措置とは認められない。
 - (d) これらを適切な方法で廃棄すること
- (2) (1)にいう規定は、商標権を侵害するか又はその虞がある者の費用において実施されるものとする。ただし、特別の事情により別の手続をとるべき理由があるときはこの限りでない。
- (3) 対象物の廃棄に関する(1)(d)にいう提案は、裁判所を拘束しない。

第13条

(1) 裁判所は、本法にいう権利を保護するために、暫定措置により、事件の実体的事項に関する決定における同じ義務を課することができる。ただし、遅延により、回復がほとんど不可能な金銭的又は非金銭的損害が適格者に生じる虞があるときに限る。

(2) 裁判所は、暫定措置に関する決定において、請求がない場合でも、適正な額の供託金を納付する義務を原告に課するか又は課された義務の履行によって決定が発効するようにすることができる。裁判所は、供託金の納付義務が効果的な権利行使の大きな障害とならないよう、供託金の額の決定において、被告に生じ得る金銭的又は非金銭的損害の程度及び原告の資産を考慮に入れるものとする。

(3) 裁判所は、被告の請求に基づき、予備的措置の執行により直接生じた金銭的又は非金銭的な財務上の損害の補償として、かつ、原告が裁判所により定められた期限内に手続開始の申立をしなかったか又は原告が事件の実体的事項について勝訴しなかった場合は、供託金の被告への引渡を決定することができる。原告が事件の実体的事項について勝訴したか又は部分的に勝訴した場合は、裁判所は、供託金又はその比例部分の原告への払戻を決定することができる。

(4) (3)にいう損害の発生の発見から6月以内に、(3)にいう補償が裁判所において請求されないか又は供託金の使用について当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所は、供託金を払い戻すものとする。

第14条 商標権の制限

(1) 商標の所有者は、第三者が自らの姓名、法人名称若しくは名称若しくは宛先、商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特性に関する表示、及び生産品又はサービスの(特に付属品又は予備部品としての)用途を表示するのに必要な標識を業として使用することを禁止することはできない。ただし、このことは、第三者が誠実な商慣行、良俗及び競争規則に従ってこれらを使用する場合に限る。

(2) 商標の所有者は、当該商標との間に同一性又は類似性がある、地方的な重要性を有する標識の業としての使用を許容しなければならない。ただし、このことは、当該標識が登録出願の出願日前に使用され、かつ、使用の範囲に変化がなかった場合に限る。

第15条 商標権の消尽

(1) 商標の所有者は、所有者によって又はその同意を得て当該商標の下に欧州経済地域の市場に出された商品についての当該商標の使用を禁止することはできない。

(2) (1)の規定は、商標の所有者が当該商品の更なる商業化に反対する正当な理由を有する場合、特に、当該商品が市場に出された後その状態が変化し又は損なわれた場合は、適用されない。

第16条 黙認の結果としての商標権の制限

(1) 先の商標の所有者又は第7条(c), (d), (f)にいう他の権利の所有者が、連続して5年の間、後の商標が使用されていることを知りながら当該使用を黙認した場合は、当該所有者は、もはや、先の商標に基づいて後の商標が無効であることの宣言を申請することも、後の商標の使用の対象である商品又はサービスについての後の商標の使用に異議を申し立てることもできない。ただし、後の商標の登録出願が悪意でなされていたときは、この限りでない。

(2) 後の商標の所有者は、先の商標の所有者又は(1)にいう他の権利の所有者が連続する5年間後の商標の使用を黙認している場合であっても、先の商標の使用又は(1)にいう他の権利の行使に異議を申し立てることはできない。

第17条 商標の移転

(1) 商標は、何人に対しても、商標登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について、移転することができる。商標の移転は、契約により、書面で行わなければならない。

(2) 商標の移転は、登録簿に記入されたときに、第三者に対して効力を生じる。商標移転の効力発生日前に取得された第三者の権利は、維持される。庁は、何れかの契約当事者の請求に基づき、商標の移転を登録簿に記入する。

(3) 商標の譲受人は、一旦移転の記入請求が庁に送付されたときは、庁に対して如何なる行動もとることができる。(2)の規定は影響を受けない。

(4) 商標の移転が、商標登録の対象である商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を欺く虞がある場合は、庁は、商標移転の記入請求を拒絶する。

(5) 商標の移転が、商標登録の対象である商品又はサービスの一部についてのみ、(4)にいう公衆を欺く虞がある場合は、庁は、当該商品及びサービスについてのみ、商標移転の記入請求を拒絶する。

(6) (1)から(5)までの規定は、商標出願権の移転についても準用される。

第18条 商標の譲渡

(1) 商標は、特別法にいう場合も、新しい所有者に譲渡される。

(2) 商標の譲渡は、登録簿に記入されたときに第三者に対して効力を生じる。商標譲渡の効力発生日前に取得された第三者の権利は、維持される。庁は、元の所有者又は新所有者の請求に基づき、商標の譲渡を登録簿に記入する。

(3) 商標の新所有者は、一旦譲渡の記入請求が庁に送付されたときは、庁に対して如何なる行動もとることができる。(2)の規定は影響を受けない。

(4) (1)から(3)までの規定は、商標出願権の譲渡についても準用される。

第 19 条

外国商標の所有者は、商標がその代理人の名義で登録されている場合は、商標の所有者の変更を登録する自己の権利の確定を裁判所に申し立てることができる。代理人がその行動を正当化した場合は、裁判所は、申立を拒絶する。庁は、最終判決に基づいて、商標の所有者の変更を登録する。

第 20 条 ライセンス契約

(1) 商標の所有者は、ライセンス契約により、如何なる者に対しても、商標の登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部のみについて、商標を使用する権利を付与する。

(2) 本法に別段の規定がない限り、ライセンス契約上の権利の設定、失効及び行使には、特別規則の規定が適用される。

(3) ライセンス契約は、登録簿に記入されたときに第三者に対して効力を生じる。庁は、ライセンス契約の何れかの当事者の請求に基づいて、当該契約を登録する。ライセンス契約に別段の規定がない限り、商標の所有者は、他の者にライセンスを付与することができ、かつ、自らも当該商標を使用することができる。

(4) 本法により保護される権利が侵害されるか又はその虞がある場合は、ライセンス所有者は、商標所有者と同一の権利を有する。

(5) 商標の所有者は、ライセンス契約の存続期間、商標を使用することができる形態、ライセンス付与の対象である商品及びサービスの範囲、商標を使用することができる地域、又はライセンスにより製造された商品、若しくは生産若しくは供給されたサービスの品質に関してライセンス契約の何れかの規定に違反したライセンシーに対して、自己の商標により付与された自己の権利を主張することができる。

第 21 条 担保権

(1) 商標に担保権を設定することができる。

(2) 本法に別段の規定がない限り、担保権の設定、失効及び行使には特別規則の規定が適用される。

(3) 担保権の設定に関する契約は、書面で行わなければならない、そうでない場合は無効である。

(4) 庁は、質権者又は質権設定者の請求に基づき、商標に対する担保権の設定又は失効を登録する。

(5) 商標に対する担保権は、登録簿に記入されたときに設定される。

第 22 条 商標の保護期間及び登録更新

(1) 登録商標の保護期間は、当該出願の出願日から 10 年とする。

(2) 商標の登録は、商標の所有者又は質権者の請求に基づき、10 年ずつ更新される。登録の更新は、商標の登録の満了日に効力を生じる。

(3) 更新請求は、登録の満了前 12 月以内に提出することができる。(4)を害することなく、更新請求が満了日までに提出されなかった場合は、登録の更新請求は提出されなかったものとみなされる。

(4) 商標の更新請求が(3)にいう期間内に提出されなかった場合は、(3)にいう商標更新請求

の提出期間満了後6月の追加期間内に提出することができる。

(5) 商標の登録の対象である商品又はサービスの一部のみについて更新請求が提出された場合は、登録は、当該商品又はサービスについてのみ更新される。

第23条 商標権の終了

(1) 商標権は、次の時に終了する。

(a) 保護期間の満了。ただし、登録の更新請求が期限内に提出された場合はこの限りでない。

(b) 所有者がその商標の権利放棄をした日。商標の権利放棄は、商標所有者がその権利を放棄した日として商標の権利放棄に関する宣言書に記載した日に効力を生じる。この日が宣言書に記載されていない場合は、商標の権利放棄は、それが庁に送達された日に効力を生じる。

(c) 商標取消の効力発生日

(2) 登録簿に記入されている第三者の権利に係わる商標の権利放棄は、自己の権利又は権利により保護されている利益が当該商標の終了により影響を受ける可能性がある者の書面による同意が提出された日、又は商標所有者が当該権利の失効を証明した日に効力を生じる。

第 III 部 庁における手続

第 24 条 出願

- (1) 商標の登録は、庁に提出される出願による請求に基づいてなされる。
- (2) 出願書類は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 登録簿に商標として標識を記入することを求める願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 出願人が代理人により代理されている場合は、代理人を特定する情報
 - (d) 出願される標識の文言又は表示。立体標識の場合はその外見
 - (e) 標識の商標としての登録簿記入の対象である商品又はサービスの一覧
 - (f) 出願人又はその代理人の署名
- (3) (2) (e)にいう商品及びサービスの一覧は、各クラス番号を付して国際条約に従って分類されなければならない。
- (4) 出願は、1 の標識についてのみしなければならない。

第 25 条 出願日

- (1) 出願日とは、次のものを含む出願書類の庁への送達日をいう。
 - (a) 出願をする旨の出願人の明白な意図を示すデータ
 - (b) 出願人の特定及び出願人又はその代理人との連絡を可能にするデータ、及び
 - (c) 第 24 条(3)にいう分類を除き、第 24 条(2) (d)及び(e)に従う要件
- (2) 出願が要件を満たさず、また、(1)に定めるデータを含んでいない場合は、庁は、出願人に対し、少なくとも 2 月の所定期限内に瑕疵を是正するよう求める。この場合、出願日とは、修正されたデータ及び必要事項を伴う出願の送達日をいう。そうでない場合は、出願はされなかったものとみなされる。

第 26 条 優先権

- (1) 出願人は、次の何れかの日より後は、同一の又は類似の商品又はサービスについて同一の又は類似の標識を対象とする出願をする者に対して優先権を有する。
 - (a) 第 25 条による出願日、又は
 - (b) 国際条約にいう先の商標出願の優先日
- (2) 出願人は、(1) (b)にいう優先権を出願において主張すると共に、出願日から 3 月以内にこの権利を証明しなければならない。そうしない場合は、この権利は考慮に入れられない。優先権は、国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国において最初にされた 1 の出願のみについて主張することができる。それ以外では、この権利は相互主義の条件に基づいてのみ主張することができる。
- (3) 出願人が(1) (b)に基づいて優先権を主張する場合は、出願書類において、優先権主張の根拠となっている商標出願の商標出願番号及び出願日、並びに当該出願をした国を記載しなければならない。出願人が 2 以上の出願の優先権を主張する場合は、商品及びサービスのそれぞれについて、何れの出願の優先権を主張しているかを記載しなければならない。
- (4) (1) (b)にいう優先権は、サービスについても適用される。
- (5) 庁は、請求に基づき、優先権書類を出願人に交付する。

第 27 条 出願の修正及び分割

(1) 出願は、出願人の請求に基づき、姓名、名称、法人名称及び住所の宛先を訂正する目的でのみ修正することができる。ただし、このような変更が出願後に生じたこと、及びこの修正が出願された標識の全体的性質を変えることなく当該標識に含まれるデータを更新するものであることを条件とする。出願標識のその他の修正は、出願後には認められない。出願の対象である標識が出願の公告後に修正された場合は、修正後の標識について出願の再公告が行われる。

(2) 出願後に、出願人は、標識の登録の対象である商品又はサービスの一覧を減縮することができる。当該減縮は、取り下げることができない。出願後は、標識の登録の対象である商品又はサービスの一覧を拡大することは認められない。

(3) 出願人は、標識が登録簿に記入されるまでは、複数の種類の商品又はサービスを一覧に含む出願を分割して別個の出願にすることができる。原出願に基づく優先権及び出願日は、分割出願でもそのまま維持される。ただし、このことは、分割出願が原出願の対象に含まれた商品及びサービスを対象とする場合に限られる。

(4) (1) 及び(2)の規定は、適宜商標に適用される。

第 28 条 出願の審査及び公告

(1) 庁は、出願が登録手続に係る本法にいう条件を満たしているか否かを審査する。

(2) 出願が第 24 条(2)から(4)までにいう条件を満たしていない場合は、庁は、所定期限内に瑕疵を是正するよう出願人に求める。出願人が所定期限内に瑕疵を是正しない場合は、庁は、出願についての手続を終了させる。この措置は、瑕疵是正に係る求めにおいて出願人に通知される。

(3) 標識が第 5 条又は第 6 条にいう条件を満たさない場合は、庁は出願を拒絶する。庁は、出願を拒絶する前に、出願拒絶理由に応答する機会を出願人に与えるものとする。

(4) (3)にいう出願拒絶理由が商品又はサービスの一部にのみ関わる場合は、庁は、商品又はサービスの当該部分についてのみ出願を拒絶する。

(5) (2)にいう出願手続の終了がされなかった場合、又は(3)にいう出願の拒絶がされなかった場合は、庁は、当該出願をスロバキア共和国工業所有権庁公報(以下「公報」という)において公告する。

第 29 条 登録簿への記入に反対する意見

(1) 標識が登録されるまでは、何人も、第 5 条又は第 6 条にいう事由に基づいて、標識の登録簿への記入に反対する意見書を提出することができる。庁は、標識の登録簿への記入について決定を行う際に、当該意見書を考慮に入れるものとする。意見書を提出した者は、商標出願に関する手続の当事者になるものではない。

(2) 庁は、出願人に対し意見について通知すると共に、所定期限内に応答するよう求める。庁は、意見についての検討結果を出願人及び意見を提出した者に通知する。

第 30 条 異議申立

公報における出願の公告後、第 7 条にいう者(以下「異議申立人」という)は、公告日から 3 月以内に、登録に対する異議申立を行うことができる。異議申立は、その根拠となる事由を

明示しなければならず、また、証拠により裏付けられなければならない。庁は、所定期限後に出された異議申立の修正又は証拠を考慮の対象としない。

第 31 条

- (1) 異議申立が適正に、かつ、第 30 条にいう期限内に行われなかった場合は、庁は、異議申立手続を終了させる。庁は、手続終了の決定を異議申立人に送達する。
- (2) 庁は、(1)にいう手続終了がされていない異議申立について出願人に通知すると共に、所定期限内に応答するよう同人に求める。
- (3) 出願人が(2)にいう所定期限内に異議申立に応答しなかった場合は、庁は、異議申立の範囲内で出願に係る手続を終了させる。この措置については、庁は、応答の求めの中で出願人に通知する。出願手続の終了に関する決定は、庁により出願人及び異議申立人に送達される。
- (4) 異議申立の理由が消滅した場合は、庁は、異議申立手続を終了させる。異議申立手続の終了に関する決定は、庁により出願人及び異議申立人に送達される。

第 32 条

- (1) 庁は、出願人が応答した異議申立に基づいて、出願された標識が第 7 条にいう所定の登録条件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 異議申立手続において、標識が第 7 条にいう登録条件を満たしていないと庁が認める場合は、庁は出願を拒絶する。出願拒絶理由が商品又はサービスの一部のみに関わる場合は、庁は、当該商品又はサービスについて出願を拒絶する。
- (3) 庁は、第 7 条にいう理由が存在しないと認める場合は、異議申立を拒絶する。

第 33 条 商標の登録

- (1) 標識を登録簿に記入するための要件を出願が満たしており、かつ、出願手続が終了されておらず、また、第 30 条にいう期限内に異議申立が行われていない場合、又は異議申立が最終決定により拒絶され若しくは異議申立手続が最終決定により終了されている場合は、庁は、標識を登録する。
- (2) 商標の登録は、商標の登録簿への記入日に効力を生じる。出願人は、この日に商標所有者となる。庁は、商標の登録簿への記入時に証明書を所有者に交付する。
- (3) 庁は、商標の登録を公報において公告する。

第 34 条 商標の取消

- (1) 庁は、次の場合に、第三者の請求に基づいて商標を取り消す。
 - (a) 商標が、スロバキア共和国の領域において、商標登録の対象である商品又はサービスについて、継続して 5 年間適正に使用されていない場合。商標の所有者が別段の証明を行わないとき又は不使用に正当な理由がないときは、商標は、スロバキア共和国の領域において継続して 5 年間使用されていないとみなされる。5 年間の不使用及び商標の取消請求に引き続いて商標の使用が開始され又は再開された場合は、庁は、商標を取り消さないものとする。5 年間の商標不使用に引き続いて取消請求に先立つ 3 月以内に開始され又は再開された使用は、商標の取消請求がなされる可能性があることを所有者が認識した後に使用の開始又は再開の準備がなされたときは無視される。

(b) 商標が、所有者の行為又は無為の結果、その登録の対象である生産品又はサービスについて取引上の普通名称となった場合

(c) 商標が、所有者により又はその同意を得てなされた使用の結果、その登録対象である商品又はサービスについて、特にその性質、品質又は原産地に関して、公衆に誤認を生じさせる虞がある場合

(2) 庁は、第三者から請求があったとき、次のことを宣言する裁判所の決定に基づいて商標を取り消す。

(a) 自然人の姓名若しくは肖像又はその変名を含む商標が人格の保護に係る権利を侵害すること

(b) 自然人又は法人の名称又は商号を含む商標がその評判を妨げること

(c) 商標が先の著作権を侵害すること

(d) 商標の使用が不正競争行為であること

(3) (2)にいう商標の取消請求は、裁判所の決定の効力発生日から6月以内にされなければならない。

(4) 商標の取消事由が商標の登録対象である商品又はサービスの一部のみについて存在する場合は、庁は、当該商品又はサービスについてのみ商標を取り消すものとする。

(5) 商標の取消は、その取消を求める請求の提出日から効力を有する。

第35条 商標の無効宣言

(1) 商標が、その登録時に有効であった規定に反して登録されていた場合は、庁は、第三者の請求に基づき又は自らの発意により、当該商標の無効を宣言する。

(2) 商標が第5条(1)(b)から(d)までに違反して登録されている場合において、当該商標の無効宣言の請求に関する手続が開始される前に、所有者が、当該商標の登録後における、当該商標の登録対象である商品又はサービスについてのスロバキア共和国の領域における又はスロバキア共和国の領域に関連する当該商標の使用の結果当該商標が識別性を取得したことを証明したときは、庁は、(1)による無効を宣言しないものとする。

(3) 庁は、第7条にいう者の請求に基づき、また、第7条に定める理由によっても、商標を無効と宣言するものとする。ただし、商標の無効宣言に関する手続において、当該理由の存在が証明された場合に限る。

(4) 庁は、第23条(1)にいう商標の終了の後であっても、商標を無効と宣言することができる。ただし、商標の無効宣言を請求する者が法律上の利益を宣言する場合に限る。

(5) 商標が無効と宣言された場合は、当該商標は登録されなかったものとみなされる。

(6) 無効の事由が商標の登録対象である商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合は、商標は、当該商品又はサービスについてのみ無効と宣言される。

第36条 商標の取消又は商標の無効宣言の効果に関する特別規定

(1) 商標の取消又は無効の効果は、次のものに影響を及ぼさない。

(a) 商標の取消又は無効に関する決定の効力発生日前に効力を生じて執行された商標権の侵害に関する決定

(b) 商標の取消又は無効に関する決定の効力発生日前に締結された契約のうち、当該決定の効力発生日前に契約に基づき履行されている部分。ただし、当該契約に基づいて既に履行さ

れているものの権利放棄を請求することができる。

(2) (1)の規定は、損害又は不当利得に係る商標の所有者の責任を害するものではない。

第 37 条 商標の取消請求及び商標の無効宣言請求

(1) 商標の取消又は無効宣言の請求は、事由が含まれていなければならない、かつ、証拠によって裏付けられていなければならない。商標の取消又は無効宣言の請求に係る追加の事由は考慮されない。

(2) 商標の取消又は無効宣言の請求が(1)にいう要件を満たしていない場合は、庁は、当該請求に関する手続を終了させる。手続終了の決定は、商標の取消又は無効宣言の請求を行った者(以下「原告」という)に送達される。

(3) 庁が(2)又は(6)にいう商標の取消又は無効宣言の請求に関する手続を終了させなかった場合は、庁は、商標所有者に対し、商標の取消又は無効宣言の請求に対する自己の陳述を提示するよう求める。

(4) 商標の所有者が、(3)に基づいて所定期限内に商標の取消又は無効宣言の請求に対する自己の陳述を提示しなかった場合は、庁は、ファイルの内容に基づいて決定を行うものとする。

(5) 庁は、商標の取消又は無効宣言の請求が第 34 条(1)から(3)まで(商標の取消)又は第 35 条(1)又は(3)(商標の無効宣言)にいう要件を満たしていないと認定した場合は、当該請求を拒絶するものとする。商標の無効宣言の請求は、第 10 条(1)にいう条件が後の商標の所有者の陳述に基づいて満たされていると庁が認定した場合も拒絶される。

(6) 商標の無効宣言の請求事由が消滅した場合は、庁は、第 35 条にいう請求に関する手続を終了させる。庁は、手続終了に関する決定を原告及び商標の所有者に送達する。

(7) 第 34 条(1)に基づく商標の取消又は第 35 条(1)若しくは(3)に基づく商標の無効宣言を求める請求は、100 ユーロの保証金を納付してのみすることができる。商標の取消又は無効宣言の請求が認められる場合は、保証金は、庁により払い戻される。

第 38 条 期限の延期及び手続の継続

(1) 庁は、行為を遂行するために庁により定められた期限の経過前に提出された、当該期限の延期に関する手続当事者の請求に基づき、当該期限を延期することができる。

(2) 庁における手続の当事者が、庁により定められた行為を遂行するための期限を遵守しなかった場合は、同人は、手続の継続を請求すると共にしなかった行為を履行することができる。手続継続の請求は、不遵守期限の経過に引き続く 2 月以内に提出された場合にのみ認められる。

(3) (2)にいう請求は、第 31 条(2)及び第 37 条(3)に基づく期限の不遵守の場合は拒絶される。

(4) 庁は、(1)若しくは(2)にいう条件を満たさないか又は(3)に基づいて認められない期限の延期又は手続の継続に係る請求を拒絶する。庁は、請求を拒絶する前に、請求人に対し、請求拒絶の根拠である理由に対する陳述を提示する機会を与えるものとする。

(5) 更なる手続の請求を庁が認めた場合は、期限を遵守しなかったことの法的効果は生じなかったものとみなされる。

(6) (1)にいう請求の送達から 2 月以内に、当該請求を拒絶することを庁が決定しなかった場合は、当該請求は、認められたものとみなされる。

第 39 条 原状回復

(1) 庁における手続の当事者が事情により要求される当然の注意をすべて払ったにも拘らず期限を遵守することができなかつた場合において、当該行為の不履行の効果が手続の終了又は他の権利の喪失であるときは、当該人は、庁に対し原状回復を請求すると共に当該不履行為を履行することができる。出願は、期限遵守の障害が除去されてから 2 月以内に、かつ、遅くとも当該不遵守期限の経過に引き続く 12 月以内に、また、登録更新請求の不提出の場合は第 22 条(4)に規定する追加期限の経過に引き続く 6 月の追加期間内に、行わなければならない。

(2) 手続当事者は、当該行為の履行を妨げた事実及び当該行為の不履行を生じさせた障害が除去された日を、(1)に定める期限内に、原状回復請求において陳述しなければならない。

(3) (2)にいう陳述の真実性に疑義がある場合は、庁は、手続当事者に対してその陳述を証明するよう求めることができる。

(4) 原状回復の請求は、次のものに係る期限の不遵守の場合は認められない。

(a) 第 38 条(2)にいう手続継続の請求及び(1)にいう原状回復の請求の提出

(b) 第 26 条(2)にいう優先権の主張及び証明

(c) 第 30 条にいう異議申立

(d) 第 40 条(1)にいう審判請求の提出

(e) 第 22 条(3)、第 31 条(2)、第 34 条(3)、第 37 条(3)及び第 40 条(3)にいう行為の遂行

(5) 庁は、(1)及び(2)にいう条件に従わない、又は(4)により認めることができなかつたか又は手続当事者が(3)にいう陳述の証明をしなかつた原状回復請求を拒絶する。ただし、請求を拒絶する前に、庁は、請求を拒絶する根拠とされた理由に応答する機会を手続当事者に与えるものとする。

(6) 庁が原状回復の請求を認めた場合は、期限を遵守しなかつたことの法的効果は生じなかつたものとみなされる。

第 40 条 審判請求

(1) 庁の決定に対しては、本法に別段の規定がない限り、決定の送達から 30 日の期限内に審判請求を提出することができる。適時に提出された審判請求は、停止効力を有する。

(2) 庁は、審判請求について決定を行うに当たり、審判請求の範囲に拘束される。このことは、次の事項については適用されない。

(a) 職権で手続を開始することができる事項

(b) 一方の側の複数の手続当事者に関わる共同の権利又は義務に関する事項

(3) 審判請求の提出後 1 月以内に、審判請求についての実質的陳述を庁に提出しなければならない。審判請求についての実質的陳述の提出に係る期限が経過した場合は、庁は、審判請求手続を終了させる。審判請求が適時に提出されなかつたか又は認められなかつた場合は、庁は、手続を終了させる。

(4) 次のような決定に対しては、審判請求は認められない。

(a) 更なる手続の請求又は原状回復の請求を認めたもの

(b) 第 51 条(8)にいう手続を終了させたもの又は(3)にいう審判請求手続を終了させたもの

第 41 条 登録簿

(1) 庁は、出願及び商標に関する確定データを含む登録簿を電子形態で備える。登録簿は公のものとし、すべての者による閲覧のために公開される。

(2) 登録簿に記入されたデータは、関係当局が別段の決定を行わない限り、有効とみなされる。

(3) 登録簿に記入されているデータの変更であって管轄当局の有効かつ強制執行可能な決定に基づくものは、有効条項を付した決定の送達後、遅滞なく、庁により登録簿に記入されるものとする。

第 42 条 公報

庁は、公報を発行し、その中で出願及び商標に関する事実並びに公示及び重要な決定を公告する。

第 IV 部 団体商標

第 43 条

- (1) 団体商標とは、法的主体性を有する自然人又は法人の団体(以下「団体」という)の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから区別することができる商標をいう。
- (2) 別段の規定がない限り、本法の規定が適宜団体商標の出願、団体商標に基づく権利、団体商標の取消手続及び無効措置に適用される。
- (3) 団体商標に関する手続には、第 28 条から第 32 条までの規定が適用される。
- (4) 団体の全構成員の間で締結された団体商標の使用に関する書面による合意(以下「使用規約」という)において、団体商標の使用の条件(その違反に対する罰則を含む)を定める。

第 44 条 団体商標出願に関する特別規定

- (1) 団体は、出願人として、団体商標としての標識の登録を出願することができる。
- (2) 出願には、第 24 条(2)及び(3)にいう要件のほか、次のものを含めなければならない。
 - (a) 使用に関する書面による合意
 - (b) 団体商標を使用することができる団体の構成員(その特定データを含む)の一覧
- (3) 請求があったときは、庁は、(2)(b)にいう一覧の変更を登録簿に記入する。

第 45 条 団体商標に基づく権利に関する特別規定

- (1) 第 44 条(2)(b)にいう一覧に記載された団体の構成員は、団体商標の登録の対象である商品又はサービスについて団体商標を使用する排他権を有する。
- (2) 団体商標は、他の所有者に譲渡してはならず、ライセンスを付与しても担保として供与してはならない。
- (3) 庁は、第 34 条にいう場合のほか、団体の構成員が使用規約に著しく違反した場合又は団体が消滅した場合も団体商標を取り消す。

第 V 部 国際商標及び共同体商標

第 46 条 国際商標の登録

スロバキア共和国の領域に住所、本拠又は企業を有する者又はスロバキア共和国の国民である者は、国際条約に基づいて商標の国際登録を出願すること、又は国際登録についての変更の登録を庁に請求することができる。

第 47 条

(1) 商標の国際登録簿への国際登録であってスロバキア共和国において保護を受けるか又はスロバキア共和国を指定しているものは、国内商標の登録簿への登録と同一の効力を有する。

(2) スロバキア共和国を指定している国際商標は、第 5 条及び第 6 条にいう要件を満たしているか否かの審査の対象となり、かつ、国内出願として異議申立の対象となる。

(3) スロバキア共和国における国際商標の登録に対する異議申立の期限は、当該商標が世界的所有権機関の公報において公告された月の翌月の初日に開始する。

(4) 国際条約に基づく国際商標の保護の拒絶を庁が公告しなかった場合、又は当該拒絶が撤回された場合は、スロバキアを指定する国際商標の登録は、(1)にいう日から登録簿に記入された商標と同一の効力を有する。

(5) 国際商標の使用の目的では、登録日とは、スロバキア共和国を指定する国際商標に対する保護付与の日をいう。

(6) スロバキア共和国を指定する国際商標の保護の拒絶は、国内出願の拒絶と同一の効力を有する。

(7) 国際条約に基づいてされた出願の対象である標識は、更なる要件を課されることなく登録されるものとする。

第 48 条 共同体商標

(1) 共同体商標の出願は庁に対してすることができ、庁は、2 週間以内に、当該出願に出願日を表示して欧州共同体商標意匠庁に回付する。

(2) 共同体商標登録は、スロバキア共和国の領域内で、庁により登録簿に記入された商標の登録と同一の効力を有する。共同体商標に基づく権利は、スロバキア共和国が欧州連合に加入した日以後主張することができる。

(3) 庁は、特別規則にいう欧州共同体商標意匠庁の執行可能な決定に対し、執行可能性の確認を与える。

第 49 条 共同体商標出願及び共同体商標の国内出願への変更

(1) 庁は、特別規則にいう、共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への変更に係る手続の開始請求に次のものが含まれているか否かを審査する。

(a) 請求書のスロバキア語への翻訳文

(b) スロバキア共和国の領域における送達宛先

(c) 当該標識の明瞭な複製

(2) 共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への変更に係る手続の開始請求が(1)にいう要件を満たしていない場合は、庁は、出願人に対し、少なくとも 2 月の期限内に当該瑕疵を

是正するよう求める。出願人が所定期限内に当該瑕疵を是正しない場合は、庁は、手続を終了させる。出願人は、この結果について、庁の公式の通知で通知される。

(3) 共同体商標出願又は共同体商標の変更に由来する出願は、当該出願又は商標の出願日及び優先日並びに該当する場合は先順位を享受する。この国内出願及び後に登録された商標に係る権利は、スロバキア共和国の欧州連合への加入日以後主張することができる。

(4) (3)にいう出願は、国内出願としての手続の対象となる。

第 50 条

(1) 善意で出願され、かつ、欧州連合への加入前の日付を伴う優先権を有する国内商標の所有者は、次のことを条件として、共同体商標であってスロバキア共和国の欧州連合への加入に基づいて効力がスロバキア共和国の領域に拡大されたもののスロバキア共和国の領域における使用を禁止する権利を有する。

(a) 共同体商標が国内商標と同一であり、かつ、両方の商標の対象である商品及びサービスが同一であること

(b) 国内商標と共同体商標との間の同一性又は類似性の故に、及び当該商標の対象である商品又はサービスとの間の同一性又は類似性の故に、公衆において混同の虞があること。混同の虞には、共同体商標との連想の虞が含まれる。

(c) 共同体商標及び国内商標の対象である商品又はサービスが同一でもなく又は類似してもおらず、かつ、国内商標がスロバキア共和国において評判が良く、共同体商標を使用すると国内商標の識別性又は良い評判を不当に利用するか又は損なうこととなる場合において、共同体商標が国内商標と同一であるか又は類似していること

(2) (1)にいう国内商標の所有者は、第 8 条(4)にいう範囲内で、共同体商標がスロバキア共和国の領域において使用された結果として蒙った損害に係る賠償を請求することができる。

第 VI 部 共通規定、授權規定、経過規定及び廃止規定

第 51 条 共通規定

(1) 国際条約の締約国である国若しくは世界貿易機関の加盟国である国に住所、本拠若しくは企業を有する者、又は当該国の国民である者は、スロバキア共和国の国民である者と同一の権利を有する。また、当該人が国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国でない国の国民である場合は、本法にいう権利は、相互主義の条件に基づいてのみ付与することができる。

(2) スロバキア共和国の領域に住所又は本拠を有さない者は、庁での手続において、授權代理人により代理されなければならない。

(3) (2)の規定は、欧州経済地域協定の締約国の国民である自然人、及び欧州経済地域協定の締約国に自己の企業の本社又は本拠を有する法人には適用されない。当該手続当事者は、スロバキア共和国の領域における送達宛先について庁に通知しなければならない。

(4) 授權された代理人は、スロバキア共和国の領域における送達宛先について庁に通知しなければならない。

(5) 行政手続法の総則は、本法にいう庁における手続に適用される。ただし、第 19 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条から第 34 条まで、第 39 条、第 49 条、第 50 条、第 59 条(1)及び第 60 条の規定を除く。

(6) 書類の写しであってその真正性を庁が疑うものが出願に同封されている場合は、庁は、出願人に対し、書類の原本又はその認証謄本を提出するよう求めることができる。

(7) 手続当事者が所定期限を遵守しなかった場合は、庁は、手続を終了させることができる。手続当事者は、庁の求めの中で、この措置について通知される。

(8) 手続が職権により開始されたのではない場合は、庁は、手続の開始を申し立てた者から請求があったときも手続を終了させるものとする。手続の終了請求は、取り下げることができない。

(9) 本法に別段の規定がない限り、庁への如何なる提出物も、公用語による書面により作成されなければならない。

(10) 庁への提出は、ファクス又は電子的手段によって行うことができる。電子署名又は保証付き署名を伴わないファクス又は電子的手段による提出物は、1 月以内に書面による提出物によって補足されなければならない。そうでない場合は、当該提出物は、提出されなかったものとみなされる。

(11) 提出物は、その内容に応じて判断される。提出物は、提出者が誰か、何に関するものか及び何を申し立てるものかについて情報を提供するものでなければならない。各提出物に提出者の署名がなければならない。

(12) 特別規則に従って、本法にいう措置に係る手数料を納付しなければならない。

第 52 条

(1) 庁における手続の当事者は、自己の陳述を裏付ける証拠を提出するか又は申し立てなければならない。

(2) 庁は、各証拠を個別に、また、すべての証拠をそれらの相互関係に照らして、その裁量により証拠調べをし、かつ、証拠を評価する。

(3) 庁は、手続当事者により提出され又は申し立てられた証拠を調べて認定した事実に基づ

いて決定を行う。

第53条 授權規定

庁は、一般拘束規定により、次の事項について詳細を定める。

- (a) 出願の要件
- (b) 標識の修正を求める請求の要件
- (c) 標識の登録簿への記入に対する意見の要件
- (d) 標識の登録簿への記入に対する異議申立の要件
- (e) 登録簿に記入され、公報において公告されたデータ
- (f) 証明書、証明書の副本、登録簿の抄本及び優先権に係る書類の要件
- (g) 商号若しくは名称及び本拠、又は姓名及び住所の修正を求める請求の要件
- (h) 代理人の登録簿への記入又は代理人の修正を求める請求の要件
- (i) 商標の譲渡又は移転の登録簿への記入を求める請求の要件
- (j) ライセンス契約の登録簿への記入を求める請求の要件及びライセンス契約の存在に関する宣言の要件
- (k) 商標に対する担保権の記入を求める請求の要件
- (l) 商標の更新を求める請求の要件
- (m) 商標の取消を求める請求の要件
- (n) 商標の無効宣言を求める請求の要件
- (o) 審判請求の要件
- (p) 書類管理

第54条 経過規定

- (1) 本法施行前に完結していなかった商標出願に関する手続は本法に従って完結されるものとし、出願人は、所定期限内に自己の出願を本法にいう要件に調和させなければならない。
- (2) 本法施行前に登録簿に記入された商標に基づく権利及び関係には本法の規定が適用される。これらの権利及び関係の発生、並びにこれらに基づき本法施行前に発生している請求権は、それらの発生時に有効な規定に従って判断される。当時の法律により登録された商標であって本法に合致しているものは、無効と宣言されることはない。
- (3) 本法施行前に、当時の法律に基づいて商標の抹消を求める請求がされていた場合は、当該請求は、本法に基づいて商標の取消を求める請求又は商標の無効宣言を求める請求とみなされる。本法の規定は、商標の取消を求める請求又は商標の無効宣言を求める請求がこれらの請求に係る手続及びその効果に関して定められている条件を満たしているか否かの判断について適用される。
- (4) 当時の法律第9条によりなされた異議申立が本法の条件を満たさない場合は、異議申立人は、本法の施行後3月以内に、自己の異議申立を本法にいう条件に調和させなければならない。そうしない場合は、異議申立は考慮されない。

第55条

附属書にいう欧州共同体及び欧州連合の法律行為は、本法により国内法的効力が与えられる。

第 56 条 廃止規定

次のものを廃止する。

1. 法令集法律 No. 577/2001, 法令集法律 No. 14/2004, 法令集法律 No. 344/2004, 法令集法律 No. 84/2007 及び法令集法律 No. 495/2008 の用語による商標に関する法令集法律 No. 55/1997
2. 法令集法律 No. 709/2002 の用語による商標に関する法令集法律 No. 55/1997 を施行するスロバキア共和国工業所有権庁の法令集命令 No. 117/1997

第 57 条 施行

本法は、2010 年 1 月 1 日に施行される。